［イ・ロ　略］

［二・三　略］

（開示検査課の所掌事務）

第二十条　開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十三条第十四項において「開示検査等」という。）。

［イ～ホ　略］

［二・三　略］

（特別調査課の所掌事務）

第二十一条　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［略］

（証券検査監理官の職務）

第二十二条　［略］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十一人、専門検査官十四人、証券検査官百五十五人（うち九十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人（うち百十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百五十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

2　［略］

3　主任情報技術専門官は、命を受けて、情報解析室の所掌事務に関する専門的事項に係る事務に従事し、及び情報技術専門官の行う事務を整理する。

4　情報技術専門官は、命を受けて、情報解析室の所掌事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

［5～10　略］

［イ・ロ　同上］

［二・三　同上］

（開示検査課の所掌事務）

第十五条の二　［同上］

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十四項において「開示検査等」という。）。

［イ～ホ　同上］

［二・三　同上］

（特別調査課の所掌事務）

第十六条　［同上］

一　金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査（次号及び第十八条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［同上］

（証券検査監理官の職務）

第十七条　［同上］

（総括調整官等）

第十八条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人以内、証券取引審査官五十一人以内、インターネット審査官七人以内、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人以内、特別検査官二十一人以内、専門検査官十四人以内、証券検査官百五十五人以内、統括調査官三人以内、総括証券調査官二人以内、主任証券調査官十六人以内、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人以内、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人以内、主任証券取引特別調査官十五人以内、証券取引特別調査官三百二十一人以内、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

2　［同上］

3　主任情報技術専門官は、命を受けて、情報解析室の所掌事務に関する専門的事項に従事し、及び情報技術専門官の行う事務を整理する。

4　情報技術専門官は、命を受けて、情報解析室の所掌事務に関する専門的事項に従事する。

［5～10　同上］